

# 環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱

平成29年2月1日制定  
平成29年12月11日改正  
令和3年2月12日改正  
令和3年4月1日改正  
令和3年10月1日改正  
令和4年6月14日改正  
令和4年9月16日改正  
令和6年2月22日改正  
令和6年7月1日改正  
令和7年6月10日改正  
令和8年4月7日改正

## (目的)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）の施設整備を契機として、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に対する支援を行うことにより、市場機能の維持及び向上を図ることを目的とする。

2 環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金（以下「設備等導入補助金」という。）の交付については、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則のほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 場内事業者 京都市中央卸売市場業務条例(昭和2年10月告示第446号)に定める卸売業者、仲卸業者、関連事業者及びそれらで構成される団体（以下「構成団体」という。）並びにその他の施設使用許可を受けている者（以下「その他の場内団体」という。）をいう。
- (2) 補助事業 設備等導入補助金を受け実施する事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (4) 誓約書 「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づき建設される仮設及び新たな施設（以下「仮設及び本設」という。）に、京都市が指定する時期に移転する旨を誓約した文書をいう。
- (5) トップランナー制度 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）で指定するエネルギー消費機器等の省エネルギー基準を、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れているものの性能等を勘案して設定する制度をいう。

## (交付の対象)

第3条 設備等導入補助金は、場内事業者（ただし、仲卸業者及び関連事業者は、誓約書を提出した者、又は施設整備に伴い開設者から移転を指示された者に限る。以下同じ。）が別表に掲げる交付対象設備

等（中古品を除く。以下同じ。）を導入する場合に、導入に要する経費（以下「導入経費」という。）のうち同表に掲げる交付対象経費に対し、補助事業の完了日（交付対象設備等の納入日又は交付対象経費の支払日のいずれか遅い日。ただし、導入経費の支払いが複数年度にわたる割賦購入契約及びリース契約においては交付対象設備等の納入日が属する年度以降の交付対象経費の支払日。以下同じ。）が属する年度の予算の範囲内で交付する。ただし、次の各号に該当するものに限る。

- (1) 別表に定める条件を満たしているもの。
- (2) 移転予定月の前月から起算して、その月以前5箇月間（以下「契約締結期間」という。）に、交付対象設備等を導入するための現金一括購入契約、割賦購入契約又はリース契約（以下「契約」という。）を締結したもの。ただし、第4項の通知を受けたものはこの限りではない。
- (3) 第一市場敷地内に設置又は保管し、業務用として使用するもの。

2 割賦購入契約及びリース契約において、設備等導入補助金の交付の対象となる期間は、初回の支払月から60箇月を限度とする。

3 契約締結期間の緩和（合理的な理由又は天災その他避けることのできない理由があるものと市長が認める契約に限る。ただし、移転予定月の翌月から起算して5箇月後までを限度とする。）が必要であるときは、契約を締結する28日前、又は移転予定月の前月末日から起算して14日前のいずれか早い日までに、契約締結期間の緩和に関する申請書（第1号様式）にその旨を証明又は説明する書類（リース契約書、仕様書の写し等）を添付し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、契約締結期間の緩和に関する承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（設備等導入補助金の額）

第4条 設備等導入補助金の額は、次の各号に定める補助率を交付対象経費に乗じて算定する。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 卸売業者、構成団体 3分の1

ただし、特に公益性が高いと認められるものは、補助率2分の1を適用する。

- (2) 仲卸業者、関連事業者、その他の場内団体 2分の1

2 移設する際に破損する等の理由で、やむを得ず買替えが必要な交付対象設備等のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数を経過していないものは、前項に定める補助率の10分の1を上乗せした補助率を適用する。

3 1補助事業者当たりの設備等導入補助金の上限額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者、構成団体 仮設及び本設への各移転につき5,000万円

- (2) 仲卸業者、関連事業者、その他の場内団体 仮設及び本設への各移転につき1,000万円

4 前項に定める設備等導入補助金の上限額は、交付対象設備等を単独で導入した場合に交付された設備等導入補助金の額と、共同で導入した場合に交付された設備等導入補助金の額のうち自社が負担する経費に対する設備等導入補助金の額を合算したものとする。

（交付の申請）

第5条 設備等導入補助金の交付を受けようとする者は、契約を締結する14日前までに、設備等導入補助金交付申請書（第3号様式）に次の各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象設備等の要件を満たすことを証明又は説明する書類（仕様書の写し等）

- (2) 別表の分類「経営力の強化」に掲げる交付対象設備等を導入する場合は、設備等導入補助金経営力強化事業計画書（第4号様式）
- (3) 交付対象設備等の設置に工事を伴う場合は、その内容を説明する書類（設計図、工程表の写し等）
- (4) 交付対象経費の詳細な内訳を示す2社の見積書の写し  
交付対象経費が1,000万円を超える場合は、3社の見積書の写しを提出すること。  
ただし、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成できる見込みがある場合や、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがある場合等は、1社の見積書の写しと見積り合せに適さない交付対象設備等であることの申立書（第5号様式）を提出すること。
- (5) 割賦購入契約又はリース契約による場合は、その支払予定を示した書類の写し
- (6) 市税に係る徴収金に滞納がないことを証明する直近の書類（納税証明書等）の写し
- (7) 共同利用による場合は、利用する場内事業者の名称及び交付対象設備等の利用計画が記載された書類
- (8) 共同購入・共同運用による場合は、参加する場内事業者の名称、各場内事業者が負担する経費及びそれらの経費に対する設備等導入補助金申請額並びに交付対象設備等の運用計画が記載された書類
- (9) 卸売業者又は構成団体が特に公益性が高い交付対象設備等を導入する場合は、特に公益性が高い交付対象設備等であることの申立書（第6号様式）
- (10) 前条第2項の適用を受ける場合は、買替えが必要な交付対象設備等が省令で定める耐用年数を経過していないことを示す書類、及び破損する等の理由で移設することができないことを証明する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 導入経費の支払いが複数年度にわたる割賦購入契約又はリース契約を締結した補助事業者は、毎年度末日までに、翌年度の設備等導入補助金に関する設備等導入補助金交付申請書（第3号様式）に前項第5号から第8号、及び第11号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第6条 市長は、設備等導入補助金の申請が前条第1項に基づくときは申請が到達してから14日以内に、前条第2項に基づくときは翌年度の開始日に、条例第10条各項の決定をするものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、設備等導入補助金の交付又は不交付を決定したときは、設備等導入補助金交付決定通知書（第7号様式）又は設備等導入補助金不交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（設備等導入補助金の概算払）

第8条 補助事業者は、設備等導入補助金の概算払を受けようとするときは、前条の規定による交付決定通知を受けた日から14日以内に設備等導入補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設備等導入補助金変更承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

(1) 第7条の規定による交付決定通知を受けた後、1回目の変更であり、交付予定額の変更額が、変更前の5分の1以内の増減であるもの

(2) 導入経費の支払いが複数年度にわたる割賦購入契約又はリース契約において、設備等導入補助金申請額の総額及び補助事業の完了日の属する年度に変更がないもの

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、設備等導入補助金中止・廃止承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項による申請を承認したときは、設備等導入補助金変更承認通知書（第12号様式）又は設備等導入補助金中止・廃止承認通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者（導入経費の支払いが複数年度にわたる割賦購入契約又はリース契約を締結した補助事業者を除く）は、補助事業の完了日の翌日から起算して30日目、又は補助事業の完了日が属する年度の末日のいずれか早く到達する日までに、設備等導入補助金実績報告書（第14号様式）に次の各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 契約締結日及び契約金額が記載された契約したことを示す書類の写し

(2) 交付対象経費の詳細な内訳を示す書類の写し

(3) 納品されたことを示す書類の写し

(4) 交付対象設備等の写真

(5) 導入経費を支払ったことを示す書類の写し

(6) 自動車損害賠償責任保険の加入が義務付けられた交付対象設備等を導入する場合は、自動車損害賠償責任保険証明書の写し

(7) 共同利用による場合は、利用した場内事業者の名称及び交付対象設備等の利用実績が記載された書類

(8) 共同購入・共同運用による場合は、参加した場内事業者の名称、各場内事業者が負担した経費及びそれぞれの経費に対する設備等導入補助金請求額並びに交付対象設備等の運用状況が記載された書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 導入経費の支払いが複数年度にわたる割賦購入契約又はリース契約を締結した補助事業者は、当該申請に対する設備等導入補助金交付決定通知書の通知日が属する年度の最終支払日の翌日から起算して30日目、又は年度の末日いずれか早く到達する日までに、設備等導入補助金実績報告書（第14号様式）に前項各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号について、前年度以前の当該契約に係る設備等導入補助金実績報告書（第14号様式）に添付している場合は添付を要しない。

（設備等導入補助金の交付額の決定等）

第11条 市長は、設備等導入補助金の交付金額を決定したときは、設備等導入補助金交付金額決定通知書（第15号様式）により、設備等導入補助金額その他必要な事項を通知するものとする。

（設備等導入補助金の請求及び精算）

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から14日以内に設備等導入補助金請求書（第9号様

式)又は設備等導入補助金精算書(第16号様式)により設備等導入補助金の請求又は精算を行わなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設備等導入補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、設備等導入補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 設備等導入補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 地方自治法第221条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 条例第32条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (5) 暴力団員等及び暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (6) 第10条各項に定める期限までに設備等導入補助金実績報告書(第14号様式)の提出がなかったとき。この場合において、同条第1項中「補助事業の完了日」とあるのは「補助事業の完了予定日(設備等導入補助金の交付の申請時又は変更の承認の申請時に予定していた交付対象設備等の納入日又は交付対象経費の支払日のいずれか遅い日。)」と、同条第2項中「最終支払日」とあるのは「設備等導入補助金の交付の申請時又は変更の承認の申請時に予定していた交付対象経費の最終支払日」と読み替えるものとする。
- (7) その他条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、設備等導入補助金の交付額の決定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、設備等導入補助金交付決定取消・変更通知書(第17号様式)により通知するものとする。

4 京都市行政手続条例第14条第2項の規定は、第1項の規定により設備等導入補助金の交付の決定の取消しをしようとするときについては、適用しない。

(設備等導入補助金の返還)

第14条 市長は、設備等導入補助金の交付の決定の取消しをしたときは、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に設備等導入補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 前項において設備等導入補助金の返還を命じるときは、設備等導入補助金返還命令書(第18号様式)により補助事業者に通知する。

(財産処分の制限及び通知)

第15条 設備等導入補助金の交付を受けた設備等の処分を制限する期間は、省令で定める耐用年数とする。

2 前項に規定する期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ設備等導入補助金財産処分承認申請書(第19号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請を受けた場合においては、設備等導入補助金財産処分承認通知書(第20号様式)により、前項の申請をした者にその処分の可否を通知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の規定は、平成29年12月11日以後の申請行為から適用し、同日より前の申請行為に対する適用については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

(交付対象事業に関する特例)

2 第一市場が実施する専門家によるデジタル化の取組に関する相談支援に基づき、場内事業者が別表に掲げる基幹系情報システムの導入、ペーパーレス化、作業効率の向上等を目的としたコンピュータシステムの構築又は改修を行う場合は、第3条第1項第2号及び同条第3項の規定に関わらず、令和4年6月14日から令和7年3月31日までの間に契約を締結したものについても補助金の交付対象とすることができる。

附則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の規定は、この改正の施行の日以後の申請行為から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

分類	交付対象設備等	交付対象経費	交付対象外経費	条件
環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷蔵庫</li> <li>・ 冷凍庫</li> <li>・ 製氷機</li> <li>・ 空調設備</li> <li>・ 活魚水槽</li> <li>・ 給湯器（店舗で使用するもの）</li> <li>・ 電動式ターレ</li> <li>・ 電動式フォークリフト</li> <li>・ 電動式原動機付自転車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器費</li> <li>・ 搬入費</li> <li>・ 設置工事費</li> <li>・ システムの構築、改修費用</li> <li>・ その他市長が適当と判断する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計費用</li> <li>・ 利子及び利子相当額</li> <li>・ 契約・登録等に要する租税公課</li> <li>・ 消費税及び地方消費税</li> <li>・ 保守費等の付帯サービスに要する経費</li> <li>・ 自動車損害賠償責任保険等の保険料</li> <li>・ 既存設備等の撤去・処分に要した経費</li> <li>・ 資本関係のある会社、役員を兼任している会社等との取引により発生する経費</li> <li>・ その他市長が適当でないと判断する経費</li> </ul>	<p>次のいずれかを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トップランナー制度に基づき、製造者がクリアすべき省エネルギー基準値を100%以上クリアしている（省エネラベリング制度に基づく緑色の省エネ性マークが付されている）こと。</li> <li>・ オゾン層破壊係数0の代替フロン冷媒ガス、自然冷媒ガス（アンモニア、二酸化炭素等自然界に存在するガス）を使用していること。</li> <li>・ インバータ制御機能（使用状況に応じて電力消費量を調整する機能）を搭載していること。</li> <li>・ 同一業者が製造する一代前のモデルと比較して、省エネルギー性能が年平均1%以上向上していること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低温設備（サッシ（ガラスサッシ含む）、ビニールカーテン等）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上段の条件を満たす空調設備と一体で導入及び使用し、冷気の流出を抑えるものであること。</li> </ul>
衛生管理の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真空包装機</li> <li>・ 急速冷凍機</li> <li>・ 微細気泡発生装置</li> <li>・ 海水殺菌装置</li> <li>・ 温度記録装置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新モデルであること。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売り台（作業台を除く）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステンレス製もしくは繊維強化プラスチック製であること。</li> <li>・ 天板の高さが地面から計測して60センチ以上あるなど水跳ね、ほこりの付着等による汚染を防止するものであること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステンレス製の流し台（一体的に使用する作業台を含む）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水洗い等の作業に使用するものであり鱗、魚あら、ごみ等を回収できる構造のもの。</li> <li>・ 店舗内に設置し、食品衛生法施行規則に基づく排水設備を有すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鮮魚選別作業台</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステンレス製もしくは繊維強化プラスチック製であること。</li> <li>・ 卸売場で使用するもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青果物作業台</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青果物の仕分け・ピッキング、検品・梱包、袋詰め・加工等の作業用として使用するもの。</li> <li>・ ステンレス製もしくは繊維強化プラスチック製であること。</li> <li>・ 天板の高さが地面から計測して60センチ以上あるなど水跳ね、ほこりの付着等による汚染を防止するものであること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチックパレット</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社名や構成団体名が入っているもので開設者が指定した色であること。</li> <li>・ 室内専用で使用するもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふぐ処理ユニット</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有毒部分の保管などに係る本市の定める基準を満たすもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ちりめん選別機</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ等を除去する機能を有すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属検出機</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食材に混入する金属片を検出するもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紫外線殺菌保管庫</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まな板、包丁等の作業道具を殺菌保管できるもの。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動床洗浄機（産業用清掃機を含む）</li> <li>・ 掃除機（掃除ロボットを含む）</li> <li>・ 空気清浄機</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動式であること。</li> <li>・ 店舗、卸売場等（食品を取り扱う場所）で使用するもの。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧洗浄機</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動式であること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロワー</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動式であること。</li> <li>・ ごみ、木くず、虫等を取り除く十分な圧力があるもの。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャッシュレス決済端末</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非接触型であること。</li> <li>・ 読み取り、決済処理、精算データ作成、精算データ送信及び通信の機能を有する機器・システムであること。</li> </ul>
<p>経営力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹系情報システムの導入、ペーパーレス化、作業効率の向上等を目的としたコンピュータシステムの構築又は改修（移転に伴い必要となるシステムの改修を除く。）</li> <li>・ 電動式アシストスーツ</li> <li>・ 電動式台車（ねこ車）</li> <li>・ 2社以上の仲卸業者又は関連事業者が共同利用又は共同購入・共同運用する生産性の向上等の経営力の強化に寄与する電動式の設備等（車両を除く）</li> <li>・ 卸売業者、又は構成団体が導入する経営力の強化に寄与する設備等</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業診断士や税理士等の専門家と相談のうえ、設備等導入補助金経営力強化事業計画書（第4号様式）を提出すること。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記分類で規定する交付対象設備等以外で、移設する際に破損する等の理由により、やむを得ず買替えが必要な設備等のうち省令で定める耐用年数を経過していないもの</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>破損するため移設することができないこと等を証明する書類を提出すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記分類で規定する交付対象設備等以外で、環境負荷の低減又は衛生管理の向上に寄与し、市長が特に必要と認める設備等</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の低減又は衛生管理の向上に寄与することを証明する書類を提出すること。</li> </ul>

第1号様式（第3条関係）

契約締結期間の緩和に関する申請書

年 月 日

京都市長 様

(申請者)  
所在地  
事業社名  
代表者役職・氏名

環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約締結期間の緩和を希望する交付対象設備等
- 2 契約締結期間の緩和を申請する理由
- 3 契約の締結予定日  
年 月 日ごろ
- 4 添付文書  
契約締結期間の緩和が必要であることを証明又は説明する書類（リース契約書、仕様書の写し等）

※ 移転予定月の翌月から起算して5箇月後までを緩和の限度とします。

第2号様式（第3条関係）

契約締結期間の緩和に関する承認通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで提出があった契約締結期間の緩和に関する申請について、下記のとおり承認することを決定しました。

記

- 1 契約締結期間の緩和を承認する交付対象設備等
- 2 契約可能期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 緩和を承認する条件

第3号様式（第5条関係）

設備等導入補助金交付申請書

年 月 日

京都市長 様

(申請者)  
所在地  
事業社名  
代表者役職・氏名

環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付対象設備等の名称

2 現金一括購入契約、割賦購入契約又はリース契約の締結予定日

現金一括購入契約の締結予定日 年 月 日

割賦購入契約の締結予定日 年 月 日

リース契約の締結予定日 年 月 日

3 納入予定日及び支払予定日（割賦購入契約又はリース契約の場合は、初回の支払予定日）

納入予定日 年 月 日

支払予定日 年 月 日

4 導入経費、交付対象経費、設備等導入補助金申請額

（ 年度）設備等導入補助金申請額 金 円

(1) 現金一括購入

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金申請額

金 円

(2) 割賦購入

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金申請額

金 円

エ 契約予定期間

年 月 日～ 年 月 日

オ 年度ごとの導入経費等

年度	導入経費	交付対象経費	設備等導入補助金申請額	支払回数
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
合計	円	円	円	回

(3) リース

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金申請額

金 円

エ 契約予定期間

年 月 日～ 年 月 日

オ 年度ごとの導入経費等

年度	導入経費	交付対象経費	設備等導入補助金申請額	支払回数
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
合計	円	円	円	回

5 共同利用の有無

(「有」又は「無」と記載)

6 共同購入・共同運用の有無

(「有」又は「無」と記載)

7 特に共益性が高い交付対象設備等であることの申立の有無

(「有」又は「無」と記載)

8 概算払の希望の有無、概算払を希望する理由

(「有」又は「無」と記載)

(概算払を希望する理由)

※ 1～8について、複数の交付対象設備等を導入する場合は、交付対象設備等ごとに記載してください。

※ 2～4で「予定」とあるものについて、確定している場合は確定している日を記載してください。

## 9 添付書類

- (1) 交付対象設備等の要件を満たすことを証明又は説明する書類（仕様書の写し等）
- (2) 別表の分類「経営力の強化」に掲げる交付対象設備等を導入する場合は、設備等導入補助金経営力強化事業計画書（第4号様式）
- (3) 交付対象設備等の設置に工事を伴う場合は、その内容を説明する書類（設計図、工程表の写し等）
- (4) 交付対象経費の詳細な内訳を示す2社の見積書の写し  
交付対象経費が1,000万円を超える場合は、3社の見積書の写しを提出してください。  
ただし、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成できる見込みがある場合や、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがある場合等は、1社の見積書の写しと見積り合せに適さない交付対象設備等であることの申立書（第5号様式）を提出してください。
- (5) 割賦購入契約又はリース契約による場合は、その支払予定を示した書類の写し
- (6) 市税に係る徴収金に滞納がないことを証明する直近の書類（納税証明書等）の写し
- (7) 共同利用による場合は、利用する場内事業者の名称及び交付対象設備等の利用計画が記載された書類
- (8) 共同購入・共同運用による場合は、参加する場内事業者の名称、各場内事業者が負担する経費及びそれらの経費に対する設備等導入補助金申請額並びに交付対象設備等の運用計画が記載された書類
- (9) 卸売業者又は構成団体が特に公益性が高い交付対象設備等を導入する場合は、特に公益性が高い交付対象設備等であることの申立書（第6号様式）
- (10) 第4条第2項の適用を受ける場合は、買替えが必要な交付対象設備等が省令で定める耐用年数を経過していないことを示す書類、及び破損する等の理由で移設することができないことを証明する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

※ 第5条第2項に基づく申請の場合は、(5)から(8)まで、及び(11)の書類を添付してください。

設備等導入補助金経営力強化事業計画書

年 月 日

京都市長 様

(計画者)  
所在地  
事業社名  
代表者役職・氏名

1 経営課題と認識している事項

[ ]

2 交付対象設備等を導入する目的と効果

[ ]

3 交付対象設備等の導入に係る資金調達計画

(1) 導入経費又は自社が負担する経費

\_\_\_\_\_ 円

(2) 導入経費又は自社が負担する経費に対する資金調達計画

ア 自己資金 \_\_\_\_\_ 円

イ 借入金及び借入先 \_\_\_\_\_ 円 (借入先: \_\_\_\_\_ )

ウ 設備等導入補助金等 \_\_\_\_\_ 円

エ その他 \_\_\_\_\_ 円

4 交付対象設備等の導入による経営力強化目標の設定（1項目以上）

売上高の向上

[ ]

利益率の向上

[ ]

経費の削減

[ ]

その他

[ ]

<業績目標（直近期、来期以降3期分の財務状況推移）>

区分	直近期	期	期	期
売上高				
営業利益				
経常利益				
純利益				
純資産				

5 本事業計画書の作成に当たり、助言等を行った専門家

記名押印又は署名

※ 共同購入・共同運用による場合は、参加する場内事業者ごとに記載してください。

※ 基幹系情報システムの導入、ペーパーレス化、作業効率の向上等を目的としたコンピュータシステムの構築又は改修を行う場合は、IT 専門家による次頁の「システム導入に関する要件書」を添付してください。

# システム導入に関する要件書

年 月 日

所在地  
事業社名  
代表者  
記入者氏名

「基幹系情報システムの導入、ペーパーレス化、作業効率の向上等を目的としたコンピュータシステムの構築又は改修」における導入予定のシステムに関する要件書は、下記のとおりです。

## 記

### 1 新たに導入するシステムの内容

### 2 新システム導入に際し必要となる機器及びシステム構築のための作業内容、工数及び金額 (既存システムの改修及びハードの入れ替え等による既存システム構築のための作業は除く)

第5号様式（第5条関係）

見積り合せに適さない交付対象設備等であることの申立書

年 月 日

京都市長 様

（申立者）

所在地

事業社名

代表者役職・氏名

環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

1 見積り合せに適さない交付対象設備等である理由

2 添付文書

見積り合せに適さない交付対象設備等であることを証明又は説明する書類

第6号様式（第5条関係）

特に公益性が高い交付対象設備等であることの申立書

年 月 日

京都市長 様

（申立者）

所在地

事業社名

代表者役職・氏名

環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

1 特に公益性が高い交付対象設備等である理由

2 添付文書

特に公益性が高い交付対象設備等であることを証明又は説明する書類

設備等導入補助金交付決定通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった設備等導入補助金について、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定しました。

記

交付予定額	金	円		
	(内訳)		金	円
			金	円
概算払の額	金	円		

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式（第7条関係）

設備等導入補助金不交付決定通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった設備等導入補助金について、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しました。

記

不交付理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式(第8条及び第12条関係)

# 設備等導入補助金請求書

請求書番号

税込み請求金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

円

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先)京都市長

請求日 年 月 日

請求者	住所
	氏名

※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。

請求の概要 設備等導入補助金として

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位	金額	備考
		補助金		

[税率が通常と異なる場合] <input type="checkbox"/> 税率改定前取引のため旧税率適用 <input type="checkbox"/> 経過措置により旧税率適用 <input type="checkbox"/> 軽減税率適用	税抜き合計	←端数処理前
	税込み請求金額	←1円未満切捨て

※ 「請求の内訳」の欄が足りない場合は、別紙を付けてください。  
※ 内税・非課税等の場合は、「税抜き合計」は空欄でも構いません。

振込口座	<input type="checkbox"/> 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。 <input type="checkbox"/> 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 <input type="checkbox"/> 登録していない下記の口座→全て記入してください。			
	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
			<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	
	口座名義(フリガナ)			
	口座名義(漢字等)			

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。  
※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

第10号様式（第9条関係）

設備等導入補助金変更承認申請書

年 月 日

京都市長 様

（補助事業者）

所在地

事業社名

代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった設備等導入補助金について、事業内容を変更したいので、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容及び理由

2 交付対象設備等の名称（変更がある場合のみ記載）

3 導入経費、交付対象経費、設備等導入補助金申請額（変更がある場合のみ記載）

（ 年度）設備等導入補助金申請額 金 円

(1) 現金一括購入

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金申請額

金 円

(2) 割賦購入

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金申請額

金 円

エ 契約予定期間

年 月 日～ 年 月 日

オ 年度ごとの導入経費等

年度	導入経費	交付対象経費	設備等導入補助金申請額	支払回数
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
合 計	円	円	円	回

(3) リース

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金申請額

金 円

エ 契約予定期間

年 月 日～ 年 月 日

オ 年度ごとの導入経費等

年度	導入経費	交付対象経費	設備等導入補助金申請額	支払回数
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
合 計	円	円	円	回

4 共同利用の有無（変更がある場合のみ記載）

（「有」又は「無」と記載）

5 共同購入・共同運用の有無（変更がある場合のみ記載）

（「有」又は「無」と記載）

6 特に共益性が高い交付対象設備等であることの申立の有無（変更がある場合のみ記載）

（「有」又は「無」と記載）

7 概算払の希望の有無、概算払を希望する（又はしない）理由（変更がある場合のみ記載）

（「有」又は「無」と記載）

（概算払を希望する（又はしない）理由）

※ 1～7について、複数の交付対象設備等を導入する場合は、交付対象設備等ごとに記載してください。

※ 3で「予定」とあるものについて、確定している場合は確定している日を記載してください。

## 8 添付書類

- (1) 交付対象設備等の名称を変更する場合は、交付対象設備等の要件を満たすことを証明又は説明する書類（仕様書の写し等）
- (2) 導入経費、交付対象経費、設備等導入補助金申請額を変更する場合は、交付対象経費の詳細な内訳を示す新規の見積書の写し
- (3) 共同利用の有無を有に変更する場合は、利用する場内事業者の名称及び交付対象設備等の利用計画が記載された書類
- (4) 共同購入・共同運用の有無を有に変更する場合は、参加する場内事業者の名称、各場内事業者が負担する経費及びそれらの経費に対する設備等導入補助金申請額並びに交付対象設備等の運用計画が記載された書類
- (5) 特に公益性が高い交付対象設備等であることの申立の有無を有に変更する場合は、特に公益性が高い交付対象設備等であることの申立書（第6号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第11号様式（第9条関係）

設備等導入補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

京都市長 様

（補助事業者）

所在地

事業社名

代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった設備等導入補助金について、事業内容を（中止又は廃止を記載）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 （中止又は廃止を記載）の内容

2 （中止又は廃止を記載）理由

3 （中止する期間又は廃止する時期を記載）

第12号様式（第9条関係）

設備等導入補助金変更承認通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで提出があった設備等導入補助金変更承認申請書のとおり変更を承認することを決定しました。

(参考)

1 承認内容

2 変更承認後の交付予定額  
金 円

第13号様式（第9条関係）

設備等導入補助金中止・廃止承認通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け提出があった設備等導入補助金中止・廃止承認申請書のとおり (中止又は廃止を記載) を承認することを決定しました。

(参考)

1 承認内容

2 (中止又は廃止を記載) 後の交付予定額  
金 円

第14号様式（第10条関係）

設備等導入補助金実績報告書

年 月 日

京都市長 様

（補助事業者）

所在地

事業社名

代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった設備等導入補助金について、事業が完了しましたので、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付対象設備等の名称 （交付申請時又は変更承認申請時からの変更の有無 ⇒ 有（内容を記載） ・ 無）

2 現金一括購入契約、割賦購入契約又はリース契約の締結日

現金一括購入契約の締結日 年 月 日

割賦購入契約の締結日 年 月 日

リース契約の締結日 年 月 日

3 納入日及び支払日（割賦購入契約又はリース契約の場合は、初回の支払日）

納入日 年 月 日

支払日 年 月 日

4 導入経費、交付対象経費、設備等導入補助金請求額

（ 年度）設備等導入補助金請求額 金 円

（交付申請時又は変更承認申請時からの変更の有無 ⇒ 有 ・ 無）

※ 変更が「有」の場合は、各項目の記載欄の横又は下に申請時の内容を「（申請時）」と記載ください。

(1) 現金一括購入

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金請求額

金 円

(2) 割賦購入

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金請求額

金 円

エ 契約期間

年 月 日～ 年 月 日

オ 年度ごとの導入経費等

年度	導入経費	交付対象経費	設備等導入補助金申請額	支払回数
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
合計	円	円	円	回

(3) リース

ア 導入経費

金 円

イ 交付対象経費

金 円

ウ 設備等導入補助金請求額

金 円

エ 契約期間

年 月 日～ 年 月 日

オ 年度ごとの導入経費等

年度	導入経費	交付対象経費	設備等導入補助金申請額	支払回数
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
年度	円	円	円	回
合計	円	円	円	回

※ 1～4について、複数の交付対象設備等を導入する場合は、交付対象設備等ごとに記載してください。

## 5 添付書類

- (1) 契約締結日及び契約金額が記載された契約したことを示す書類の写し
- (2) 交付対象経費の詳細な内訳を示す書類の写し
- (3) 納品されたことを示す書類の写し
- (4) 交付対象設備等の写真
- (5) 導入経費を支払ったことを示す書類の写し
- (6) 自動車損害賠償責任保険の加入が義務付けられた交付対象設備等を導入する場合は、自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- (7) 共同利用による場合は、利用した場内事業者の名称及び交付対象設備等の利用実績が記載された書類
- (8) 共同購入・共同運用による場合は、参加した場内事業者の名称、各場内事業者が負担した経費及びそれらの経費に対する設備等導入補助金請求額並びに交付対象設備等の運用状況が記載された書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

※ 導入経費の支払いが複数年度にわたる割賦購入契約又はリース契約で、前年度以前の当該契約に係る設備等導入補助金実績報告書（第14号様式）に(1)から(4)まで、及び(6)の書類を添付している場合は、これらの書類の添付は不要です。

第15号様式（第11条関係）

設備等導入補助金交付金額決定通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知を行った設備等導入補助金について、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を決定しました。

記

交付決定額	金	円		
	(内訳)		金	円
			金	円

(共同利用又は共同購入・共同運用の場合)

第4号様式により提出された経営力強化目標の達成状況等について、報告書の提出を求めることがある。

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第16号様式（第12条関係）

設備等導入補助金精算書

年 月 日

京都市長 様

（補助事業者）

所在地

事業社名

代表者役職・氏名

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付額決定通知があった設備等導入補助金について、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1	交付申請額	金	円（交付決定日： 年 月 日）
2	概算払金額	金	円（受領日： 年 月 日）
3	交付決定額	金	円（交付金額決定日： 年 月 日）
4	返還予定額	金	円

第17号様式（第13条関係）

設備等導入補助金交付決定取消・変更通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知を行った設備等導入補助金について、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり（取消し又は変更を記載）することを決定しました。

記

1 （取消し又は変更を記載）理由

2 （取消し又は変更を記載）内容

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第18号様式（第14条関係）

設備等導入補助金返還命令書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付額決定通知を行った設備等導入補助金について、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額 金 円

2 返還理由

3 返還期限

同封の納付書にて、年 月 日までに納付してください。

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第19号様式（第15条関係）

設備等導入補助金財産処分承認申請書

年 月 日

京都市長 様

（補助事業者）

所在地

事業社名

代表者役職・氏名

設備等導入補助金により取得した財産を処分したいので、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産
- 2 処分しようとする理由
- 3 処分の内容
  - (1) 処分方法
  - (2) 処分予定日
- 4 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- 5 処分の相手方の利用計画
- 6 添付文書  
処分しようとする財産の取得に要した費用に関する明細

第20号様式（第15条関係）

設備等導入補助金財産処分承認通知書

京都市指令第一市場第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当：中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで提出があった設備等導入補助金財産処分承認申請書について、環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり承認することを決定しました。

記

1 処分の内容

(1) 処分方法

(2) 処分予定日

2 処分に関する条件等